

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（電気バス車両更新等対策）交付要綱

（令和5年7月21日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、公共交通の利便性向上による利用促進を図るため、環境負荷の小さい電気バス車両を導入し、既存車両との更新等を行う一般乗合旅客自動車運送事業を営む交通事業者に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）に定めるもののほか、予算の範囲内において会津若松市地域交通事業者緊急支援金（電気バス車両更新等対策）（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された蓄電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 電気バス 電気自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

（交付対象及び支援額）

第3条 支援金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象事業の実施者（以下「交付対象事業者」という。）及び交付対象の要件並びに支援金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及びこれに対する交付額は、別表1のとおりとする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、会津若松市地域交通事業者緊急支援金（電気バス車両更新等対策）交付申請書（第1号様式）に、事業計画書（第2号様式）、支援金計算書（第3号様式）その他別表2に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、以後の手續において必要となる書類についても、別表2に掲げるとおりとする。

（審査等）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る事業の成果が交付対象事業の目的及び内容に対し適正であるかどうか調査するため、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

（変更の承認）

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、会津若松市地域交通事業者緊急支援金（電気バス車両更新等対策）事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、交付対象経費の20%以内の減額をする場合とする。

（交付決定）

第7条 市長は、第5条の審査を踏まえ、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、速やかに交付対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、会津若松市地域交通事業者緊急支援金（電気バス車両更新等対策）実績報告書（第5号様式）に交付対象事業の実績が認められる書類を添えて、支援金の交付決定があった日の属する年度の2月29日までに行わなければならない。

（額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、事業の成果が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した支援金の額が第7条の規定により決定した額と同額である場合には、前項の通知を省略することができる。

(交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、会津若松市地域交通事業者緊急支援金（電気バス車両更新等対策）請求書（第6号様式）に収支計算書（第7号様式）を添えて市長に提出し、支援金の交付を請求するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 支援金の交付を受けた交付対象事業者は、支援金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、支援金の対象となる事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(遵守事項)

第12条 交付対象事業者は、対象車両の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を踏まえ別表3に規定する期間内において、その対象車両を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、支援金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 別表1に掲げる交付対象要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の交付に関し市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

(申請の取下期日)

第14条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、支援金の交付の決定の通知を受領した日から起算して、15日以内とする。

(協力の要請)

第15条 市長は、支援金の交付を受けた事業者に対し、必要に応じて走行距離等、車両の使用状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

<p>交付対象事業の内容</p>	<p>電気バスを導入し既存車両との更新等を行う事業（支援金の交付決定があった日の属する年度の2月29日までの間に、電気バスが導入された場合に限る。）</p>
<p>交付対象事業者及び交付対象要件</p>	<p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業として、道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けていること。 イ 本市に本社・本店、又は支店・営業所があり、令和5年6月1日時点で27ヵ月以上営業し、今後も事業継続の意思があること。 ウ 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に定める暴力団員でないこと及び暴力団員等と関係を有するものでないこと。 エ 申請を行う年度内にこの要綱による支援金の交付を既に受けていないこと。</p>
<p>交付対象経費</p>	<p>車両本体価格 （オプション等の諸費用は含まない。また、消費税及び地方消費税を除く。）</p>
<p>交付額（補助率）</p>	<p>交付対象経費の1/10 （千円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。）</p>

別表2（第4条関係）

提出書類及び添付書類	提出部数	提出期日
交付申請書（第1号様式） （添付書類） 1 事業計画書（第2号様式） 2 支援金計算書（第3号様式） 3 市内に本社、本店、支店又は営業所が存在することが分かる書類の写し 4 一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し 5 令和4年度一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書の写し 6 振込先口座が分かる書類の写し 7 令和5年分の営業継続の状況がわかる資料（令和5年4月、5月及び6月の売上台帳等） 8 本人確認書類の写し（個人事業主である場合に限る。） 9 その他市長が必要と認める書類	1部	支援金の交付決定があった日の属する年度の12月28日まで
事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から30日以内
実績報告書（第5号様式） （添付書類） 交付対象事業の実績が認められる書類	1部	支援金の交付決定があった日の属する年度の2月29日まで
請求書（第6号様式） （添付書類） 1 収支計算書（第7号様式） 2 請求書の写し 3 支払いを証する書類（領収書等）の写し 4 その他市長が必要と認める書類	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までのいずれかの早い日

別表3（第12条関係）

取得財産	法定耐用年数
電気バス	5年